

6月定例会の採決結果(全会一致の議案)

議案名等		議 員	結 果
【 町長提出 】			
議案 第2号	行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例	全会一致	可 決
議案 第3号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例		
議案 第6号	富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
議案 第9号	令和元年度 富士見町下水道事業会計補正予算（第1号）		同 意
議案 第10号	富士見町富士見財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて		
議案 第11号	富士見町恩賜山梨県有財産保護財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて		
【 請願・陳情 】			
陳情 第31-5号 ① ②	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	全会一致	趣旨採択
陳情 第31-6号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書		不採択
陳情 第31-7号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について（依頼）		採 択
【 意見書 】			
議 第 7 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）	全会一致	可 決 （意見書送付）

陳情の委員会審査結果

番 号	件 名	提出者	紹介議員	担当委員会	審査結果	審査経過
陳情 第31-5号 ①	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号 ハピネス新都心Ⅱ302号 「新しい提案」実行委員会 代表 安里 長従	—	総務経済 常任委員会	趣旨採択	毎年同様な趣旨の陳情が提出されており、当事者ではないが沖縄県民を思えば気持ちは理解できるということで、趣旨採択をしていたとの意見があり、趣旨採択すべきものと決しました。
陳情 第31-5号 ①	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	東京都新宿区四谷二丁目8番地 全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之				
陳情 第31-6号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	埼玉県川越市仙波町2丁目17-34 一般社団法人 日本沖縄政策研究フォーラム 理事長 仲村 寛	—	社会文教 常任委員会	不採択	地方の一議会が意見書を上げることはどうかと思う、原因・内容が不明、沖縄県民が先住民とは考えられない、などの意見があり、全員一致で不採択すべきものと決しました。
陳情 第31-7号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について(依頼)	長野市西長野加茂北143-8 長野県自治会館内 長野県市町村過疎地域対策協議会 会長 羽田 健一郎 他	—	総務経済 常任委員会	採択し、 意見書 を送付 すべき	新たな過疎対策を進めてほしいとの町長からの意見書もあるの、採択をして意見書を提出すべきものと決しました。

賛否の分かれた議案等

○賛成 ●反対 ※棄権

議 案 名 等		川合弘人	五味平一	名取久仁春	小倉裕子	牛山基樹	島正孝	三井新成	名取武一	織田昭雄	五味仙一	採決結果
【 町長提出 】												
議案第1号	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	可決
議案第4号	富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	可決
議案第5号	富士見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	可決
議案第7号	令和元年度 富士見町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○	可決
議案第8号	令和元年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	可決
【 修正動議 】												
—	議案第1号 富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例に対する修正案（発議者:名取武一議員・五味平一議員）	●	○	●	●	●	●	●	○	●	●	否決

【訂正記事】 令和元年6月15日付 議会だより（No.157）の4頁に掲載した臨時会採決結果について、議案第9号の監査委員の選任について（織田昭雄）において、織田昭雄議員は除斥の誤りでした。お詫び申し上げます。

6月定例会議案第1号「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」に修正動議提出！

令和元年6月18日地方自治法第百十五条の三及び会議規則第十七条二項の規定により修正案を添えて提出されました。

『修正案』

議案第一号 富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第二条第一項第五号中「50メートルを100メートル」に改める。が、議長に提出されました。

議長は提出者に提出の説明を求め、議案第一号に対する修正動議として「修正権」を満たしていることを確認後、修正案の質疑を行う。質疑なし。引き続き討論を行う。

討論の順番

1. 原案に賛成。
 2. 原案と修正案のいずれも反対。
 3. 原案に賛成。
 4. 修正案に賛成。
- 原案に賛成4名、原案と修正案いずれも反対1名、修正案に賛成1名、起立により採決
- 「原案の一部を修正に賛成起立少数」よって修正案は否決となった。

※修正動議とは

原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことを言います。修正動議については、案を備え、文書により議長に提出されます。